障　第　６６５　号
児　第　５００　号
平成 27 年 7 月 28 日

市町村障害福祉主管課長　様
市町村児童福祉主管課長　様
関係団体の長　様
児童福祉施設の長　様
障害児通所支援事業所の管理者　様
指定発達支援医療機関の長　様
地域振興局健康福祉（環境）部長　様
児童相談所長　様

新潟県福祉保健部障害福祉課長
新潟県福祉保健部児童家庭課長

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
（平成 24 年新潟県条例第 76 号）の全部改正について（通知）

日頃、障害福祉、児童福祉行政に御尽力、御協力いただき感謝申し上げます。

この度、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令が下記のとおり一部改正されたことに伴い、標記条例を別紙のとおり全部改正し、公布日（平成 27 年 7 月 24 日）より施行となりますので通知します。

なお、本改正により、「新潟県認定こども園の要件等に関する条例」、「新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」及び「新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」も併せて一部改正になっております。

また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 24 年新潟県規則第 64 号）は同日付けで廃止となります。

引き続き、本条例を遵守し、適正な運営を行うようお願いします。

記

○　児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令改正点

改正後	改正前
附則 ２　乳児４人以上を入所させる保育所に係る改正後の第 33 条第２項に規定	附則 ２　乳児４人以上を入所させる保育所に係る改正後の第 33 条第２項に規定

する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限って、保育士とみなすことができる。	する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、１人に限って、保育士とみなすことができる。

担当：
新潟県福祉保健部障害福祉課
　自立支援係（福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）
TEL：025-280-5918
　在宅支援係（福祉型児童発達支援センター・医療型児童発達支援センター）
TEL：025-280-5228
新潟県福祉保健部児童家庭課
　少子化対策・保育係（保育所・児童厚生施設）　TEL：025-280-5215
　家庭福祉係（助産施設・乳児院・母子生活支援施設・児童養護施設・
情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設・児童家庭支援センター）
TEL：025-280-5216